

質問に対する回答について

工事名) 仙台東部道路 館腰橋補修工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回答
1	<p>特記仕様書 P 31 橋梁補修用足場工 供用月                      当り賃料 A および B                      足場設置期間(本工事計上期間)にそれぞれ、                      ・橋梁補修用足場工 供用月当り賃料 A : 令                      和 6 年 10 月～令和 8 年 12 月の 27 ヶ月間                      (令和 6 年 12 月～令和 7 年 3 月の 4 ヶ月                      間)                      ・橋梁補修用足場工 供用月当り賃料 B : 令                      和 6 年 6 月～令和 7 年 7 月の 14 ヶ月間 (令                      和 6 年 8 月～令和 6 年 11 月の 4 ヶ月間) と                      ありますが、本工事における足場の賃料につ                      いては、A であれば基本料と 27 ヶ月間の賃                      料の総額を 27 ヶ月で按分した金額、B であ                      れば基本料と 14 ヶ月間の賃料の総額を 14                      ヶ月で按分した金額のそれぞれ 4 ヶ月分を                      計上する、という理解でよろしいでしょ                      うか。                      また、「当該橋梁補修用足場の引き渡しにつ                      いては、他工事受注者と立合の上、引き渡す                      ものとする。」とありますが、足場設置・移                      転・変更届提出後の一切の責任は他工事受                      注者となりますでしょうか。</p>	<p>橋梁補修用足場工 供用月当たり賃料 A 及び B に                      ついては、それぞれ 1 ヶ月当たりの足場の賃料の                      み計上しております。基本料については、橋梁補                      修用足場工 設置 A 及び B にそれぞれ含んでおり                      ます。                      なお、足場の責任については、部分引渡し                      が完了するまで、本工事の責任となります。</p>
2	<p>本工事の共通仮設費(率)ならびに現場管理                      費(率)の施工地域の補正は、特記仕様書 1-                      2 道路名※2 車線以上かつ断面交通量が 5,                      0 0 0 台/日以上                      の車道における車線規制                      があることから、一般交通影響有り(1)が適                      用されるのでしょうか。ご教示下さい。</p>	<p>共通仮設費及び現場管理費の施工地域の補正は、                      一般交通影響有り(1)が適用されます。</p>
3	<p>間接工事費の補正について 本案件は、東日                      本大震災の被災三県を対象とした「復興係                      数」による間接工事費の補正が提供適用され                      るのでしょうか。ご教示下さい。</p>	<p>復興係数は適用されません。</p>
4	<p>特記仕様書 16. 現場環境改善に要する事項に                      において、『現場環境改善に関する費用は、諸                      経費に含むものとし、別途支払は行わない』                      とありますが、これは、土木工事積算基準                      第 2 編 8-3 積算の手法(2)に記載されてさ                      れている共通仮設費に現場環境改善費が加                      算されていると考えてよろしいでしょうか。                      また、この場合、現場環境改善費の施工地                      域は、特記仕様書 1-3 に記載されている市街                      地部(DID 地区)と考えてよろしいでしょ                      うか。ご教示下さい。</p>	<p>そのとおりお考えください。また、現場環境改善                      費の施工地域は、市街地(DID 地区)となりま                      す。</p>

5	特記仕様書 20-9-4 汚濁水及び建設副産物の処理について コンクリートはつり工で発生する汚泥の最終処分場までの運搬・処理費用は本工事の当初発注には含まれていないと考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	特記仕様書 20-9-4 「汚濁水及び建設副産物の処理」に記載のとおり、汚泥を再資源化施設又は最終処分場へ運搬・処理する費用については、関連する単価項目には含まず、別途協議し定めるものとしております。
---	--	--